

社会福祉法人大洲幸楽園

報酬及び費用弁償等支給規則

社会福祉法人

大 洲 幸 楽 園

社会福祉法人大洲幸楽園報酬及び費用弁償等支給規則

(目的)

第1条 この規則は、次の関係者に対し支給すべき報酬、費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

- (1) 評議員
- (2) 役員（理事・監事）（施設長を兼務する理事を除く。）
- (3) 苦情解決第三者委員
- (4) 分限・懲戒審査会委員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員

(報酬額)

第2条 報酬額は、日額8,500円とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、職務に従事した日数に応じて支給する。

(費用弁償の支給方法)

第4条 職務を行うために要する費用の弁償として支給する旅費額は、行程4キロメートル以上となる場合で、車賃の実費とし、1キロメートルにつき、37円を支給する。

(慶弔金)

第5条 第1条各号の葬儀には、10,000円を霊前に供え、10,000円以内の供花一基を贈るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月20日改正）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。